

令和5年 10 月

医療機関
院長 先生
事務担当者 各位

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室

「医療機関における心理検査の実施実態と活用可能性に関する研究(令和5年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業))」について(協力依頼)

精神保健医療福祉の推進につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、心の問題は国民の生活に関わる重要な問題となっており、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正化を図り、国民が安心して心理的な支援を受けられるようにするため、平成29年9月に公認心理師法(平成27年法第68号)が施行されました。現在、約7万人が公認心理師として登録しており、国民の心の健康の保持・増進のために、心理学の専門性を生かした活動が期待されています。

公認心理師法第2条において、公認心理師の業として「心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること」が定められています。その際には心理的アセスメントは不可欠なものであり、中でも心理検査は重要な役割を占めるとされますが、実施実態は必ずしも明確ではありません。

以上を踏まえ、今般、医療機関における公認心理師の心理検査の実施の実態について、実施前後の状況も踏まえて検討を行い、心理的アセスメントにおける心理検査の効果的な活用方法を明らかにすることを目標とし、本研究を実施することとしたところです。

当室としても、本研究において多くのご回答を頂戴し、公認心理師による心理検査の実施に関するデータを得ることにより、精神保健医療福祉の発展に資することができればと考えておりますので、貴院における特段のご協力を賜りますようお願いいたします。